

麻生区町会連合会 理事及び役員選出に関する細則

(目的)

第1条 麻生区町会連合会（以下「本会」という）の総会における理事及び役員の選出にあたって、公正かつ円滑に手続きが行なわれるよう、本会会則第8条及び第20条に基づき、この細則を定める。

(理事候補者数)

第2条 理事候補者の定数は24名とする。

(理事候補者の選出等)

第3条 麻生区を別表のとおり4ブロックに分け、各ブロックで選出する座長の進行のもとに、本会加入世帯数を考慮して第1ブロックから9名、第2ブロックから6名、第3ブロックから3名及び第4ブロックから6名の理事候補者を選出する。

2 座長が、理事候補者となることを妨げない。

(役員推薦委員会)

第4条 役員推薦委員会（以下「委員会」という）は、本会の会長1名、副会長3名、会計2名、監事2名及び常任理事6名の役員候補者を選出する。

2 委員会は、委員会委員選出時現在の本会の会長及び副会長の内から1名、会計、監事及び常任理事の内から2名、理事の内から2名の選出された計5名の委員（以下「委員」という）で構成し、互選により委員長を選出する。

(役員候補者の選出等)

第4条 役員候補者は、理事候補者の内から選出する。

2 会長候補者は、次に掲げる条件を満たす者を選出する。ただし、理事候補者内に当該条件を満たす者がいない場合は、この限りでない。

(1) 委員会における選考時において、満80歳未満の者

(2) 本会副会長の職を経験している者

3 委員会で役員候補者を選出することができない場合は、理事候補者の選挙により役員候補者を選出することができる。

4 委員が役員候補者となることを妨げない。

(附則)

本会の細則は、平成13年3月26日から施行する。

本会の改正細則は、平成16年5月17日から施行する。

本会の改正細則は、平成18年12月7日から施行する。

本会の改正細則は、平成26年5月15日から施行する。

本会の改正細則は、令和3年5月13日から施行する。

別表

第1ブロック（31）

マイシティ新ゆり 柿生駅前 上麻生東 亀井 片平 北イトーピア 五力田 古沢
万福寺 緑ヶ丘 栗木 日光台 新百合ヶ丘駅南 柿生新橋 市営真福寺住宅 黒川
はるひ野 岡上 岡上西 栗平白鳥 柿生美山台 興人柿生 サープラス柿生
さつき台 小田急さつき台 山口台 栗木台 栗木台ハイム
新百合ヶ丘レガートプレイス コーポラティブハウス柿生管理組合
クリアガーデン麻生台

第2ブロック（24）

百合ヶ丘勸交会 早野 下麻生 麻生台団地 王禅寺 ザ・ガーデン麻生台 真福寺
三井百合ヶ丘第三地区 王禅寺みどり 三井山百合 弘法の松親和会
中日本高速道路(株)百合ヶ丘社宅 日生百合ヶ丘 新百合ヶ丘 虹ヶ丘団地2丁目
虹ヶ丘3丁目団地 虹ヶ丘1丁目 さつき第2 グリーントウン白山ポプラ
白山けやき 吹込 新百合ヶ丘第5 新万福寺 虹ヶ丘3丁目

第3ブロック（28）

塔之越 塔之越睦 西塔之越 ラムズ自治会 東百合丘若草 餅坂
三井百合ヶ丘第2地区 百合ヶ丘ヒルズ 百合ヶ丘ハイコーポ
サニーハウス百合ヶ丘 高石団地 水暮 小田急分譲地 百合丘一丁目
百合丘二丁目 百合丘三丁目 東百合丘 サンラフレ百合ヶ丘 百合ヶ丘みずき街
野村 エスポワール東百合ヶ丘 東百合しおみ サンライトヒルズ 百合丘
リマスポット百合ヶ丘 東百合丘さくら パークハイツ百合ヶ丘
キャッスル百合ヶ丘 市営サンラフレ

第4ブロック（24）

高石 多摩美 細山 三井細山 内野 若葉 四ツ葉 多摩美みどり 金程富士見
有楽 扶桑 千代ヶ丘自治会 千代ヶ丘町会 読売ランド前ハイデンス
細山シャンボール 千代ヶ丘中ノ間 栗美台 向原 金程 第二百合丘ハイツ
大成建設百合ヶ丘社宅 多摩美こぶし ライオンズガーデン百合ヶ丘
グリーンウッド